

第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定に向けて

1 国民健康保険運営方針について

(1) 策定の目的

県が、市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

(2) 策定の根拠

国民健康保険法第82条の2

(3) 対象期間(第1期)

平成30年4月1日から令和3年3月31日

※現在第2期運営方針の策定に向け市町と協議を始めています。

2 第2期運営方針の策定に向けて(主なポイント)

(1) 保険料水準の統一の時期を検討していきます。

※令和6年度以降のできるだけ早い時期の保険料水準の統一を検討

【第1期運営方針(一部抜粋)】

(2) 規律ある財政運営を行うため、決算補填等目的の法定外繰入(保険料負担の緩和)(以下「法定外繰入」という)の対応を検討していきます。

3 市町からの主な意見

(1) 保険料水準の統一の時期について

○令和6年度の統一は、市町の財政状況等が違うので早いのではないかな。

○令和6年度に統一をするべき。

(2) 法定外繰入の取扱いについて

○法定外繰入を行わないこととした場合、市町の政策判断ができなくなる。

(3) その他

○保険料水準の統一に合わせて、給付サービスのさらなる平準化を検討するべき。

○県が財政支援をすること。

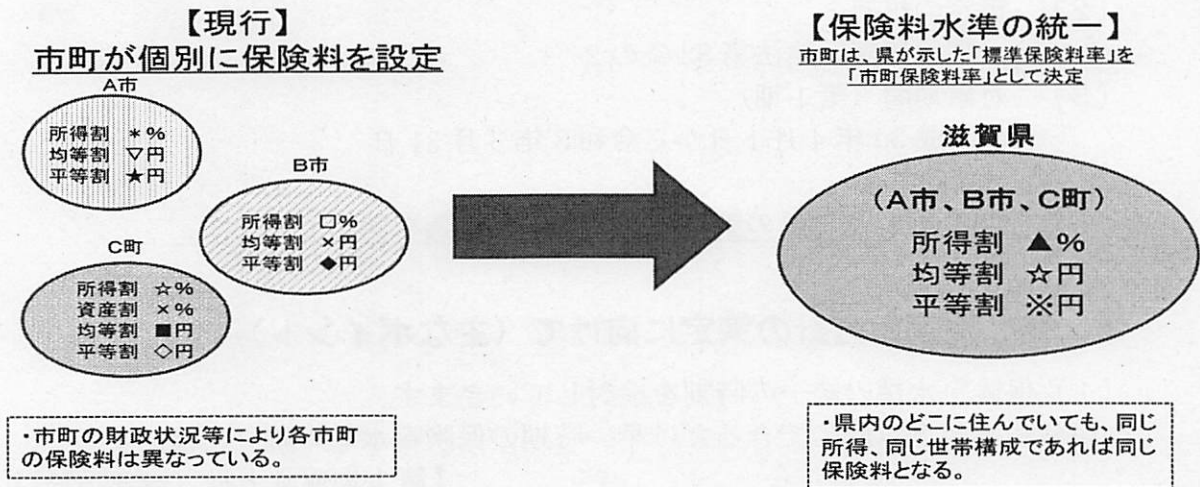
4 今後の予定

令和2年 1月	市長会、町村会での説明
令和2年 1月	県国民健康保険運営協議会での説明
令和2年 2月	県議会常任委員会での説明
令和2年10月	第2期 運営方針策定(予定)

5 参 考

(1) 保険料水準の統一について

① 保険料水準統一のイメージ

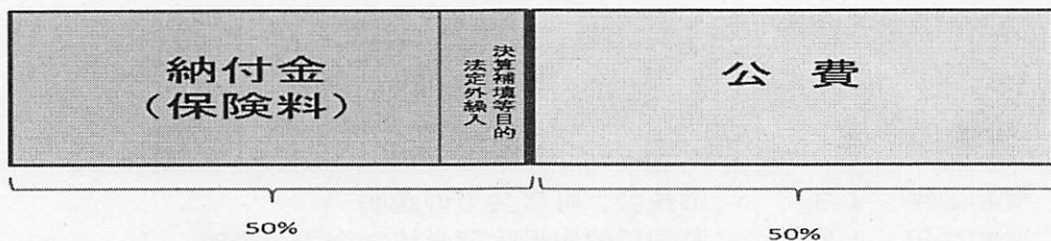


② 他都道府県の保険料水準の統一の状況

平成30年度から・・・・・・・・大阪府（例外措置あり）
令和 6年度までを目標・・・・・・・・奈良県、広島県、北海道、沖縄

(2) 国民健康保険の財政スキーム

【保険給付費】



※決算補填等目的の法定外繰入を行うことは、国保の被保険者でない納税者や他の市町村との公平性を損ないます